

平成26年3月14日

財政援助団体等監査結果報告  
〔神戸市立青少年科学館指定管理者〕

神戸市監査委員	櫻井誠一
同	荻阪伸秀
同	山田哲郎
同	坊やすなが

地方自治法第199条第7項の規定に基づき実施した平成25年度財政援助団体等監査について、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり決定した。

1 監査の対象

神戸市立青少年科学館指定管理者（以下「指定管理者」という。）における神戸市（以下「本市」という。）からの公の施設の指定管理に係る出納及びその他の事務で、主として平成24年度執行の事務

2 監査の期間

平成25年8月28日～平成26年3月14日

3 監査の方法

監査は、公の施設の指定管理に係る出納その他の事務が法令等に基づき適正に行われているかについて、関係書類の調査とともに、関係職員に対する質問等の方法により実施した。

#### 4 事業の概要

(1) 神戸市立青少年科学館（以下「科学館」という。）

科学館は、科学及び科学技術に関する知識の普及及び啓発を図り、もって創造性豊かな青少年の育成に寄与することを目的に設置されている。

所在地 神戸市中央区港島中町7丁目7番地の6

施設概要 延床面積 12,336 m<sup>2</sup>(本館 6,502 m<sup>2</sup>, 新館 5,834 m<sup>2</sup>)

内 容 プラネタリウム(収容人員 300名)

展示室(展示点数 約430点), 研修室ほか

入館料 プラネタリウム: 大人400円(320円), 小人200円(140円)

常設展示 : 大人600円(480円), 小人300円(210円)

( )内は団体利用(30人以上)。金額は1人1回あたりの額。

開館時間 平日 9:30~16:30

土・日・祝日・春・夏休み 9:30~19:00(プラネタリウムは20:00まで)

(休館日 毎週水曜日(祝日の場合は翌日), 年末年始(12月28日から1月4日)等)

施設開設年月日 昭和59年4月29日

(2) 指定管理者及び選定理由

指定管理者 大阪ガスビジネスクリエイト 大阪ガスコミュニティライフ共同事業体

代表者 大阪ガスビジネスクリエイト株式会社

(その他の構成員) 大阪ガスコミュニティライフ株式会社

選定理由

指定管理者から提出された事業計画や収支計画等について、指定管理者選定評価委員会で総合的に評価された結果、経験をふまえた創意工夫のある優れた提案がなされていることから、選定されている。

(3) 指定期間 平成22年4月1日~平成26年3月31日

(4) 指定管理業務

指定管理者が行う業務は、施設の維持管理・運営に関する業務、常設展示・プラネタリウムに関する業務、天体観測室・科学情報室に関する業務等であり、主な業務量の比較は第1表のとおりである。

第 1 表 業 務 量 の 比 較

項 目	平成24年度	平成23年度	対前年度 増 減	対前年度 増 減 率
	入 館 者 数	378,297人	353,240人	25,057人
展 示 室	238,074人	221,903人	16,171人	7.3
個 人	174,607人	157,880人	16,727人	10.6
団 体	63,467人	64,023人	556人	0.9
プ ラ ネ タ リ ウ ム	140,223人	131,337人	8,886人	6.8
個 人	93,237人	83,791人	9,446人	11.3
団 体	46,986人	47,546人	560人	1.2
入 館 料	63,076千円	59,707千円	3,369千円	5.6
展 示 室	41,626千円	40,080千円	1,546千円	3.9
プ ラ ネ タ リ ウ ム	21,450千円	19,626千円	1,824千円	9.3
館 外 活 動				
お で け け が く か ん ( )	213クラス	176クラス	37クラス	21.0
	8,430人	7,113人	1,317人	18.5

平成22年度より科学館スタッフが神戸市内の学校園に出向いて、学習指導要領に沿った内容の授業及び実演を実施している。

(5) 指定管理料等

指定管理業務に係る指定管理料は第2表のとおりである。

なお、使用料（入館料）は、指定管理者が利用者より徴収した後本市に払い込んでいる。

第 2 表 指 定 管 理 料 の 比 較

(単位 金額：千円)

	平成 24 年 度		平成 23 年 度		対 前 年 度 増 減	対 前 年 度 増 減 率
	金 額	構 成 比 率	金 額	構 成 比 率		
指 定 管 理 料 ( 定 額 分 ) 1	374,000	99.3	374,000	99.5	0	0.0
( うち 修 繕 費 等 ) 2	(30,750)	(8.2)	(30,750)	(8.2)	(0)	(0.0)
指 定 管 理 料 ( 超 過 分 ) 3	2,725	0.7	1,813	0.5	912	50.3

1 精算対象の修繕費等を含む

2 修繕費等は施設の維持修繕、常設展示物の修繕、プラネタリウムの交換部品購入、植栽管理、教育普及事業の企画運営費に係るものであり、年度終了後精算している。

3 指定管理協定書に基づき、プラネタリウム入館料で年額1,600万円を上回る部分は、上回った額の50%を定額の指定管理料とは別に支払うことになっている。

(6) 指定管理者選定評価委員会による評価

指定管理の管理運営に対する評価は、学識経験者や弁護士、公認会計士等の専門家等で構成される指定管理者選定評価委員会で毎年度評価され、その結果は本市のホームページで公表されている。

今回の監査対象となった指定管理者の管理運営に対する平成 24 年度の総合評価は 5 段階評価（AAA, AA, A, B, C）のうち、AA（運営内容が目標や計画・過去実績等をやや上回っている）となっており、その所見は「(1) 平成 22 年度に開始した学校連携事業「おでかけかがくかん」が順調に運用されており、また、特別展・企画展の実施、プラネタリウムの独自番組の作成、積極的な広報等、事業の充実及び新たなニーズの開拓を積極的に行った。(2) 教育委員会と JAXA（独立行政法人宇宙航空研究開発機構）との宇宙教育に関する協定締結への協力のほか、JAXA との連携強化につながる講演会を開催、珍しい天文現象をタイムリーに取り上げた企画を実施するなど、積極的に科学に関心が高まる企画を取り入れ科学館の PR につなげた。(3) 指定管理者制度導入（平成 18 年 4 月 1 日）後で比較すると、来館者数、入館料収入とも過去最高となり、来館者数の目標数値を達成した。」などとなっている。

5 監査の結果

科学館の指定管理に係る出納その他の事務について監査した結果、条例・指定管理協定書等に従っておおむね適正に管理運営されているものと認められたが、事務の一部について、下記のような改善を要する事例があった。

本市所管局においては指定管理者が今後適正な事務処理に努められるよう指導されたい。

(1) 指摘事項

指定管理協定書に定められた期間内に専用口座に入金するべきもの

科学館の指定管理協定書では、指定管理者は施設及び付属設備の使用料を徴収したときは、指定管理者代表者の専用口座（決済用預金）に日々入金しなければならないと定めているが、約 1 週間分をまとめて専用口座に入金している事例があった。

指定管理者は、指定管理協定書に基づき適正な事務処理をするとともに、本市所管局は適切な指導をするべきである。

(事例)

領収日	専用口座への入金日	入金額
平成 25 年 1 月 7 日～1 月 14 日	平成 25 年 1 月 15 日	1,303,080 円
平成 25 年 1 月 15 日～1 月 20 日	平成 25 年 1 月 21 日	626,630 円
平成 25 年 1 月 21 日～1 月 28 日	平成 25 年 1 月 29 日	847,740 円
平成 25 年 2 月 4 日～2 月 11 日	平成 25 年 2 月 12 日	3,904,820 円

## 修繕費の精算について

指定管理協定書では、ア 科学館の維持管理に係る修繕費、常設展示物の修繕費、プラネタリウムの交換部品購入費等は、年度終了後速やかに精算すること、イ 指定管理者は事業報告書で修繕費等の支出状況を報告すること、ウ 修繕の施工後は、速やかに修繕施工箇所が分かる写真及び費用の明細を示す書類を本市に提出することと定めている。

今回の実地監査において、指定管理者が修繕の全部を外部に発注した案件について、指定管理者の事業報告書の修繕費と指定管理者が実際に支払った修繕費請求書を突合したところ、一致しているものと一致していないものがあつた。また、本市所管局は施工前の見積額を記載したものを上記ウの費用の明細を示す書類として受理していた。

修繕費の精算については指定管理業務ごとに基準を設けて行うべきであり本市所管局は、基準となる費用の明細を示す書類を明らかにして、精算の対象となる修繕費等の額を適正に確定するべきである。

### (事例)

平成 24 年度 事業報告書 (修繕費のうち全部外注分)		外部からの請求額	差 額 (不一致の額)
項 目	金 額		
科学館の維持修繕	14,497,502 円	14,347,611 円	149,891 円
常設展示物修繕	4,579,409 円	4,546,395 円	33,014 円
計	19,076,911 円	18,894,006 円	182,905 円

なお、この事例に関して本市所管局は、指定管理者が実地監査を受ける直前に指定管理者から平成 24 年度の修繕費の報告に誤りがあり指定管理料に差額が生じている旨の報告を受け、指定管理者の通算 2 期の全 7 か年(平成 18～24 年度)に遡って調査を実施した。その結果、事業報告書の修繕費の一部が修繕業者の当初見積額のままとなっていたことから、事業報告書の修繕費と指定管理者の実際の支払額に差額が生じていた。本市所管局は修繕費の精算基準を支払額としていることから、指定管理料に 7 年間で 3,329,284 円の差額が生じていると認定し、平成 25 年 12 月 27 日に差額及び利息を損害金として受領している。また、平成 26 年度からの指定管理者候補に選定されていた大阪ガスビジネスクリエイトは、今回の事案を踏まえて、平成 25 年 11 月 28 日に指定管理者候補を辞退している。

## (2) 意見

### 指定管理業務の指導監督及び履行確認について

「(1) 指摘事項 修繕費の精算について」の事例に関して、本市所管局は、修繕費の精算基準を指定管理者の実際の支払額としているものの、修繕費を指定管理者から提出された見積書、見積書と同額の金額等が記載された修繕一覧表、工事完了報告書で確認しており、修繕が見積書の額のとおり履行されたと認識し、修繕業者の請求書の提出まで求めていなかった。本市所管局は、修繕施工後に費用の明細を示す書類として修繕業者の請求書等を確認するなど、

修繕費のチェックを行っていただければ、事業報告書の誤り、差額の発生はなかったと思われる。

本市所管局は、今後このような事例が生ずることのないよう、所管課にとどまらず、指定管理者に対する監督、管理業務全般に係るチェック機能・体制をより一層強化されたい。

#### 共同事業体協定書における構成員の責任の割合について

科学館の指定管理者構成員間で締結している「神戸市立青少年科学館指定管理者共同事業体協定書」(以下「科学館共同事業体協定書」という。)は、「公の施設の指定管理者制度運用指針運用マニュアル(様式集)共同事業体協定書のひな型」に準じて作成しているものの、第12条及び第13条で決算の結果利益もしくは欠損金を生じた場合には、第9条に規定する責任の割合により利益金を配当もしくは欠損金を負担する。第9条では構成員は、事業の履行に関し、当事業体に連帯して責任を負うとしており、責任の割合は明確になっていない。

本市所管局は、共同事業体の運用がより良いものとなるよう、今後共同事業体を指定管理者として選定する際は、責任の割合を明確にするよう指定管理者を指導されたい。

なお、現行の指定管理者制度は、本市に共通する事項であるため、平成25年度財務定期監査の「内部統制の実施状況」にも意見を付している。

#### 凡 例

- 1 文中で用いる金額は、原則として千円の位以下を省略し、万円単位で表示している。
- 2 各表中の金額は、原則として百円の位を四捨五入し、千円単位で表示している。したがって合計と内訳の計が一致しない場合がある。
- 3 各表中の比率は、百分率で表示し、小数点以下第2位を四捨五入している。したがって合計と内訳の計が一致しない場合がある。
- 4 各表中の符号の用法は、次のとおりである。
  - 「0」及び「0.0」----- 該当数値はあるが、単位未満のもの。  
対前年増減額及び率の場合は、零を含む。
  - 「-」----- 該当数値なし、算出不能又は無意味のもの。
  - 「ほぼ皆増」----- 増加率が1,000%以上のもの。
- 5 文中及び各表中でいう消費税とは「消費税」および「地方消費税」をいう。